

議 第 195 号

平成24年6月4日提出

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月12日熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月12日熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第6条中「熊本市」の次に「東区」を加える。

附 則

この規約は、広域連合を組織する市町村の協議が整った日から施行し、変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（提出理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。